

○無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を改正する省令案新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第三章 受信設備 （インマルサット携帯移動地球局の無線設備）</p> <p>第二十四条 法第二十九条に規定する副次的に発する電波が他の無線設備の機能に支障を与えない限度は、受信空中線と電氣的常数の等しい疑似空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力が四マイクロワット以下でなければならない。</p> <p>27 （略）</p> <p>28 インマルサット携帯移動地球局のインマルサットD型のうちG-D電波を受信する受信装置、インマルサットB-G-A-N型のうち主として航空機に搭載される受信装置及びインマルサットG-S-P-S型の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、総務大臣が別に告示する値とする。</p> <p>29 （略）</p>	<p>第三章 受信設備 （インマルサット携帯移動地球局の無線設備）</p> <p>第二十四条 法第二十九条に規定する副次的に発する電波が他の無線設備の機能に支障を与えない限度は、受信空中線と電氣的常数の等しい疑似空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力が四マイクロワット以下でなければならない。</p> <p>27 （略）</p> <p>28 インマルサット携帯移動地球局のインマルサットB-G-A-N型のうち主として航空機に搭載される受信装置及びインマルサットG-S-P-S型の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、総務大臣が別に告示する値とする。</p> <p>29 （略）</p>
<p>（インマルサット携帯移動地球局の無線設備）</p> <p>第四十九条の二十四 インマルサット携帯移動地球局のインマルサットC型の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。</p> <p>一 四 （略）</p> <p>2 5 （略）</p>	<p>（インマルサット携帯移動地球局の無線設備）</p> <p>第四十九条の二十四 インマルサット携帯移動地球局のインマルサットC型の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。</p> <p>一 四 （略）</p> <p>2 5 （略）</p>
<p>6 インマルサット携帯移動地球局のインマルサットD型の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。</p> <p>一 F-D電波を使用する無線設備</p> <p>イ 送信装置の条件</p> <p>(1) 送信速度は、毎秒四ビット、毎秒一六ビット、毎秒三二ビット、毎秒六四ビット又は毎秒一二八ビットを自動的に選択できること。</p> <p>(2) 位相雑音のレベルは、なるべく別図第四号の九に示す曲線の値を超えないこと。</p> <p>ロ 空中線系の絶対利得と受信装置の等価雑音温度との比は、(二)二五デシベル以上であること。</p> <p>ハ 送信又は受信する電波の偏波は右旋円偏波であること。</p> <p>ニ イからハまでに掲げるもののほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合すること。</p> <p>二 G-D電波を使用する無線設備</p> <p>イ 送信装置の条件</p>	<p>6 インマルサット携帯移動地球局のインマルサットD型の無線設備は、次の各号に適合するものでなければならない。</p> <p>一 送信装置の条件</p> <p>イ 変調方式は、周波数変調であること。</p> <p>ロ 送信速度は、毎秒四ビット、毎秒一六ビット、毎秒三二ビット、毎秒六四ビット又は毎秒一二八ビットのいずれかを自動的に選択できること。</p> <p>ハ 位相雑音のレベルは、なるべく別図第四号の九に示す曲線の値を超えないこと。</p> <p>二 空中線系の絶対利得と受信装置の等価雑音温度との比は、(二)二五デシベル以上であること。</p> <p>三 送信又は受信する電波の偏波は右旋円偏波であること。</p> <p>四 前三号に掲げるもののほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合すること。</p>

(1) 送信速度は、毎秒六〇〇ビット又は毎秒一、八〇〇ビットを自動的に選択できること。

(2) 位相雑音のレベルは、なるべく別図第四号の九に示す曲線の値を超えないこと。

ロ 空中線系の絶対利得と受信装置の等価雑音温度との比は、(一)二九デシベル以上であること。

ハ 送信又は受信する電波の偏波は右旋円偏波であること。

ニ イからハまでに掲げるもののほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合すること。

7 インマルサット携帯移動地球局のインマルサットB G A N型の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 送信装置の条件

イ 変調方式は、位相変調、一六値直交振幅変調、三二値直交振幅変調又は六四値直交振幅変調であること。

ロ 送信速度は、次のいずれかの値（許容偏差は、百万分の一〇とする。）であること。

毎秒三三、六〇〇ビット、毎秒六七、二〇〇ビット、毎秒一三四、四〇〇ビット、毎秒一六八、〇〇〇ビット、毎秒二六八、八〇〇ビット、毎秒三〇二、四〇〇ビット、毎秒三三六、〇〇〇ビット、毎秒四二〇、〇〇〇ビット、毎秒五〇四、〇〇〇ビット、毎秒六〇四、八〇〇ビット、毎秒六七二、〇〇〇ビット、毎秒八四〇、〇〇〇ビット又は毎秒一、〇〇八、〇〇〇ビット

ハ (略)

ニ～四 (略)

8 (略)

別表第二号（第6条関係）

第1～第4 (略)

第5 インマルサット船舶地球局及びインマルサット携帯移動地球局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおり指定する。この指定をする場合には、電波の型式に冠して表示する。

1～5 (略)

6 インマルサットD型の無線設備

(1) F 1 D電波を使用するもの 512H z

(2) G 1 D電波を使用するもの 30k H z

7 インマルサットB G A N型の無線設備

7 インマルサット携帯移動地球局のインマルサットB G A N型の無線設備は、次の各号に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 送信装置の条件

イ 変調方式は、位相変調又は一六値直交振幅変調であること。

ロ 送信速度は、次のいずれかの値（許容偏差は、百万分の一〇とする。）であること。

毎秒三三、六〇〇ビット、毎秒六七、二〇〇ビット、毎秒一三四、四〇〇ビット、毎秒二六八、八〇〇ビット、毎秒三〇二、四〇〇ビット又は毎秒六〇四、八〇〇ビット

ハ (略)

ニ～四 (略)

8 (略)

別表第二号（第6条関係）

第1～第4 (略)

第5 インマルサット船舶地球局及びインマルサット携帯移動地球局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおり指定する。この指定をする場合には、電波の型式に冠して表示する。

1～5 (略)

6 インマルサットD型の無線設備 512H z

7 インマルサットB G A N型の無線設備

(1)～(3) (略)

(4) 変調信号の送信速度が毎秒 168,000 ビットのものであつて、位相変調のもの 95 k H z

(5) 変調信号の送信速度が毎秒 268,800 ビットのものであつて、一六値直交振幅変調のもの 84 k H z

(6) 変調信号の送信速度が毎秒 302,400 ビットのものであつて、位相変調のもの 189 k H z

(7) 変調信号の送信速度が毎秒 336,000 ビットのものであつて、次に掲げる変調方式のもの

ア 一六値直交振幅変調 95 k H z

イ 位相変調 190 k H z

(8) 変調信号の送信速度が毎秒 420,000 ビットのものであつて、三二値直交振幅変調のもの 95 k H z

(9) 変調信号の送信速度が毎秒 504,000 ビットのものであつて、六四値直交振幅変調のもの 95 k H z

(10) 変調信号の送信速度が毎秒 604,800 ビットのものであつて、一六値直交振幅変調のもの 189 k H z

(11) 変調信号の送信速度が毎秒 672,000 ビットのものであつて、一六値直交振幅変調のもの 190 k H z

(12) 変調信号の送信速度が毎秒 840,000 ビットのものであつて、三二値直交振幅変調のもの 190 k H z

(13) 変調信号の送信速度が毎秒 1,008,000 ビットのものであつて、六四値直交振幅変調のもの 190 k H z

8 (略)

第6～64 (略)

別表第三号(第7条関係)

1～35 (略)

36 インマルサット携帯移動地球局の送信設備のスプリアス発射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1)～(4) (略)

(5) インマルサット携帯移動地球局のインマルサットD型の送信設備

ア F1D電波を使用するもの

変調時におけるスプリアス発射(高調波発射を除く。)の等価等方輻射電力の強度の許容値は、別図第1号に示す曲線の値とする。

イ G1D電波を使用するもの

不要発射の等価等方輻射電力の強度の許容値は、次の表のとおり

(1)～(3) (略)

(4) 変調信号の送信速度が毎秒 268,800 ビットのものであつて、一六値直交振幅変調のもの 84 k H z

(5) 変調信号の送信速度が毎秒 302,400 ビットのものであつて、位相変調のもの 189 k H z

(6) 変調信号の送信速度が毎秒 604,800 ビットのものであつて、一六値直交振幅変調のもの 189 k H z

8 (略)

第6～64 (略)

別表第三号(第7条関係)

1～35 (略)

36 インマルサット携帯移動地球局の送信設備のスプリアス発射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1)～(4) (略)

(5) インマルサット携帯移動地球局のインマルサットD型の送信設備

変調時におけるスプリアス発射(高調波発射を除く。)の等価等方輻射電力の強度の許容値は、別図第1号に示す曲線の値とする。

とする。ただし、高調波発射の強度の許容値は、任意の 100 kHz 幅の等価等方輻射電力が (−) 38 dBW 以下である値とする。

<u>周波数帯</u>	<u>不要発射の強度の許容値</u>
<u>156MHz 以下</u>	<u>任意の 120 kHz の帯域幅における尖頭電力が (−) 84.8 dBW 以下</u>
<u>156MHz を超え 165MHz 以下</u>	<u>任意の 9 kHz の帯域幅における尖頭電力が (−) 100.8 dBW 以下</u>
<u>165MHz を超え 230MHz 以下</u>	<u>任意の 120 kHz の帯域幅における尖頭電力が (−) 84.8 dBW 以下</u>
<u>230MHz を超え 1,000MHz 以下</u>	<u>任意の 120 kHz の帯域幅における尖頭電力が (−) 77.8 dBW 以下</u>
<u>1,000MHz を超え 1,559MHz 以下</u>	<u>任意の 100 kHz 幅における平均電力が (−) 71 dBW 以下</u>
<u>1,559MHz を超え 1,605MHz 以下</u>	<u>任意の 1 MHz 幅における平均電力が (−) 70 dBW 以下</u>
<u>1,605MHz を超え 1,610MHz 以下</u>	<u>任意の 100 kHz 幅における平均電力が次式により求められる値以下</u> $-80 + 34/5 (f - 1605) \text{ dBW}$ <u>f は、MHz を単位とする周波数とする。</u>
<u>1,610MHz を超え 1,626MHz 以下</u>	<u>任意の 100 kHz 幅における平均電力が (−) 46 dBW 以下</u>
<u>1,626MHz を超え 1,626.5MHz 以下</u>	<u>任意の 3 kHz 幅における平均電力が (−) 36 dBW 以下</u>
<u>1,626.5MHz を超え 1,660.5MHz 以下</u>	<u>任意の 3 kHz 幅における平均電力が次の値以下</u> (1) <u>Δf が 0 kHz を超え 100 kHz 以下の場合は、(−) 3 dBW 以下</u> (2) <u>Δf が 100 kHz を超え 200 kHz 以下の場合は、(−) 16 dBW 以下</u> (3) <u>Δf が 200 kHz を超え 700 kHz 以下の場合は、(−) 36 dBW 以下</u> (4) <u>Δf が 700 kHz を超え</u>

	<u>34,000 kHz 以下の場合、</u> <u>(一) 46 dBW 以下</u> <u>Δf は、kHz を単位とする搬送波の中心周波数±16 kHz からの離調周波数とする。</u>
<u>1,660.5MHz を超え 1,661MHz 以下</u>	<u>任意の 3 kHz 幅における平均電力が (一) 36 dBW 以下</u>
<u>1,661MHz を超え 1,690MHz 以下</u>	<u>任意の 100 kHz 幅における平均電力が (一) 46 dBW 以下</u>
<u>1,690MHz を超え 3,400MHz 以下</u>	<u>任意の 100 kHz 幅における平均電力が (一) 71 dBW 以下</u>
<u>3,400MHz を超え 10.7GHz 以下</u>	<u>任意の 100 kHz 幅における平均電力が (一) 65 dBW 以下</u>
<u>10.7GHz を超え 21.2GHz 以下</u>	<u>任意の 100 kHz 幅における平均電力が (一) 59 dBW 以下</u>
<u>21.2GHz を超え 40GHz 以下</u>	<u>任意の 100 kHz 幅における平均電力が (一) 53 dBW 以下</u>

(6) インマルサット携帯移動地球局のインマルサットBGAN型の送信設備

ア (略)

イ 主として航空機に搭載される無線設備のうち最大等価等方輻射電力が 15 dBW 以下の無線設備

不要発射の等価等方輻射電力の強度の許容値は、次の表のとおりとする。ただし、高調波発射の強度の許容値は、任意の 300 kHz 幅の等価等方輻射電力が (一) 38 dBW 以下である値とする。

周波数帯	不要発射の強度の許容値
(略)	(略)

注1 (略)

注2 Δf は、kHz を単位とする占有周波数帯幅の許容値に応じた次に定める周波数からの離調周波数とする。

(1)～(3) (略)

(4) 占有周波数帯幅の許容値が 95 kHz の場合
搬送波の中心周波数±50 kHz

(5) 占有周波数帯幅の許容値が 189 kHz の場合
搬送波の中心周波数±100 kHz

(6) 占有周波数帯幅の許容値が 190 kHz の場合
搬送波の中心周波数±100 kHz

(6) インマルサット携帯移動地球局のインマルサットBGAN型の送信設備

ア (略)

イ 主として航空機に搭載される無線設備のうち最大等価等方輻射電力が 15 dBW 以下の無線設備

不要発射の等価等方輻射電力の強度の許容値は、次の表のとおりとする。ただし、高調波発射の強度の許容値は、任意の 300 kHz 幅の等価等方輻射電力が (一) 38 dBW 以下である値とする。

周波数帯	不要発射の強度の許容値
(略)	(略)

注1 (略)

注2 Δf は、kHz を単位とする占有周波数帯幅の許容値に応じた次に定める周波数からの離調周波数とする。

(1)～(3) (略)

(4) 占有周波数帯幅の許容値が 189 kHz の場合
搬送波の中心周波数±100 kHz

ウ 主として航空機に搭載される無線設備のうち最大等価等方輻射電力が 15 d BW を超える無線設備

不要発射の等価等方輻射電力の強度の許容値は、次の表のとおりとする。ただし、高調波発射の強度の許容値は、任意の 300 k H z 幅の等価等方輻射電力が (-) 38 d BW 以下である値とする。

周波数帯	不要発射の強度の許容値
(略)	(略)

注 1 (略)

注 2 Δf は、k H z を単位とする占有周波数帯幅の許容値に応じた次に定める周波数からの離調周波数とする。

(1) ~ (3) (略)

(4) 占有周波数帯幅の許容値が 95 k H z の場合
搬送波の中心周波数 ± 50 k H z

(5) 占有周波数帯幅の許容値が 189 k H z の場合
搬送波の中心周波数 ± 100 k H z

(6) 占有周波数帯幅の許容値が 190 k H z の場合
搬送波の中心周波数 ± 100 k H z

(7) (略)

37 ~ 57 (略)

別図第一号 (別表第 3 号 14、35 及び 36 関係)

1 ~ 4 (略)

5 インマルサット携帯移動地球局のインマルサット D 型の送信設備のうち
F 1 D 電波を使用するもののスペリアス発射の強度の許容値
図 (略)

別図第四号の九 (第 40 条の 4 及び第 49 条の 24 関係)

1 ~ 4 (略)

5 インマルサット携帯移動地球局のインマルサット D 型の送信設備の位相
雑音のレベル

(1) F 1 D 電波を使用するもの

ウ 主として航空機に搭載される無線設備のうち最大等価等方輻射電力が 15 d BW を超える無線設備

不要発射の等価等方輻射電力の強度の許容値は、次の表のとおりとする。ただし、高調波発射の強度の許容値は、任意の 300 k H z 幅の等価等方輻射電力が (-) 38 d BW 以下である値とする。

周波数帯	不要発射の強度の許容値
(略)	(略)

注 1 (略)

注 2 Δf は、k H z を単位とする占有周波数帯幅の許容値に応じた次に定める周波数からの離調周波数とする。

(1) ~ (3) (略)

(4) 占有周波数帯幅の許容値が 189 k H z の場合
搬送波の中心周波数 ± 100 k H z

(7) (略)

37 ~ 57 (略)

別図第一号 (別表第 3 号 14、34 及び 35 関係)

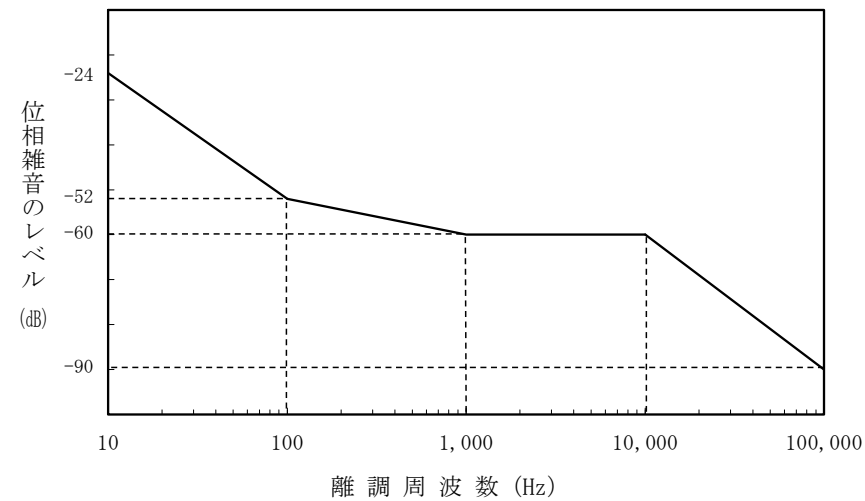
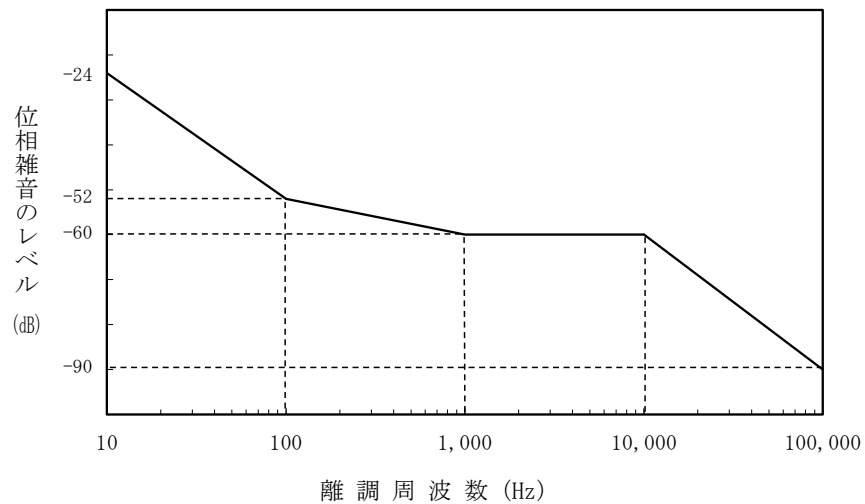
1 ~ 4 (略)

5 インマルサット携帯移動地球局のインマルサット D 型の送信設備のスペ
リアス発射の強度の許容値
図 (略)

別図第四号の九 (第 40 条の 4 及び第 49 条の 24 関係)

1 ~ 4 (略)

5 インマルサット携帯移動地球局のインマルサット D 型の送信設備の位相
雑音のレベル



(2) G1D電波を使用するもの

